

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

| 級別 | 視覚障害 | 聴覚障害 | 平衡機能の障害 | | 音声機能、言語機能又はそれ以外の機能の障害 | 身体 | | | 自 由 | | 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害 | 呼吸器機能障害 | じん臓機能障害 | 心臓機能障害 | ぼうこう又は直腸の機能障害 | 小腸機能障害 | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 肝臓機能障害 |
|----|---|---|---------|--------|-----------------------|--|---|--|--------------------------------------|--------------------------------------|--|--|-----------------------------------|--|--|--------------------------------------|--------------------------|--------|
| | | | 聴覚障害 | 平衡機能障害 | | 上肢 | 下肢 | 体幹 | 移動機能 | 上肢機能 | | | | | | | | |
| 1級 | 視力の良い方の眼の視力が0.02以下かつ、視力測定法による測定されたものがない、屈折異常のある者について、矯正視力について測定したものが0.01以下のも | | | | | | 1 両上肢の機能を全失したもの 2 両上肢を手指節以上で欠くもの | 1 両下肢の機能を全失したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの | 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保持することが困難なもの | 不注意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの | じん臓の機能障害により自己の日常生活活動が制限されるもの | 呼吸器の機能障害により自己の日常生活活動が制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が制限されるもの | 小腸の機能障害により自己の日常生活活動が制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 肝臓の機能障害により日常生活活動が制限されるもの | | |
| 2級 | 1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視野による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視野による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの | 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう) | | | | 1 両上肢の機能を著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全失したもの | 1 両下肢の機能を著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの | 1 体幹の機能障害により起立位を保持することが困難なもの 2 体幹の機能障害により立つことが困難なもの | 不注意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が制限されるもの | | | | | | | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活活動が制限されるもの | 肝臓の機能障害により日常生活活動が制限されるもの | |
| 3級 | 1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2眼の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が68度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの | 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(両方に著しい聴覚障害を認めないもの) | 平衡機能の障害 | | 音声機能、言語機能又はそれ以外の機能の喪失 | 1 両上肢のおよび及びひじとさし指を欠くもの 2 両上肢のおよび及びひじとさし指の機能を全失したもの 3 一上肢の機能を著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全失したもの | 1 両下肢をショパン一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全失したもの | 体幹の機能障害により歩行が困難なもの | 不注意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの | じん臓の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(日常生活活動が著しく制限されるものを除く。) | 肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(日常生活活動が著しく制限されるものを除く。) | | | |

| 級別 | 視覚障害 | 聴覚又は平衡機能の障害 | | 音声機能、言語機能又は聴覚の障害 | 体 | | | 自 | 由 | | | | | 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 |
|----|--|---|---|--|---|---|---|---|------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|---------------------|-----------------------------|--|
| | | 聴覚障害 | 平衡機能障害 | | 上肢 | 下肢 | 体幹 | | 上肢機能 | 移動機能 | 心臓機能障害 | じん臓機能障害 | 呼吸器機能障害 | |
| 4級 | 1 視力の良い方の視力の視力が0.08以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) | 1 両耳の聴力レベルが60デシベル以上のもの(耳介に接しなれば聴覚を聴解し得ないもの) | | 1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全失したもの 3 一上肢の関節、関節のうしろ、関節のうしろ、関節の機能を全失したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全失したもの 6 おや指又はひとさし指を欠く一上肢の四指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全失したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害 | 1 両下肢のすべて指を欠くもの 2 両下肢のすべて指の機能を全失したもの 3 一下肢のすべて指を欠くもの 4 一下肢の機能を著しい障害 5 一下肢の関節、関節のうしろ、関節の機能を全失したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は脚の長さの10分の1以上短いもの | | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの | |
| | 2 両眼視野角の総和が左右それぞれ80度以下のも 3 両眼開放視野の度数が70点以下のも | 2 両耳による音響聴覚の最も良い聴力レベルが50デシベル以下のもの | | 1 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害 2 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害 | 1 一下肢の関節、関節のうしろ、関節の機能を全失したもの 2 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は脚の長さの15分の1以上短いもの | | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの | | | | | | |
| 5級 | 1 視力の良い方の視力の視力が0.2かつ他方の視力が0.02以下のもの | | 1 両上肢のおや指の機能を著しい障害 2 一上肢の関節、関節のうしろ、関節の機能を著しい障害を欠くもの 3 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全失したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害 | 1 一下肢の関節、関節のうしろ、関節の機能を全失したもの 2 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は脚の長さの15分の1以上短いもの | | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの | | | | | | | |
| | 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角の度数が56度以下のもの 4 両眼開放視野の度数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野の度数が40点以下のもの | | 平衡機能の著しい障害 | | | | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの | | | | | | |

| 級別 | 視覚障害 | 聴覚又は平衡機能の障害 | | 音声機能、言語機能又はそれ以外の機能の障害 | 肢 | | | 体 | | 自 | 由 | | | | | | | |
|----|---|---|--------|---|--|----|---|------|------|---|--------|---------|---------|---------------|--------|---------------------|--------|--|
| | | 聴覚障害 | 平衡機能障害 | | 上肢 | 下肢 | 体幹 | 上肢機能 | 移動機能 | | 心臓機能障害 | じん臓機能障害 | 呼吸器機能障害 | ぼうこう又は直腸の機能障害 | 小腸機能障害 | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 肝臓機能障害 | |
| 6級 | 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの | 1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発せられた音声を聴き取れないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの | | 1 一上肢の機能の著しい障害 2 ひとと話し指を介して一上肢の二指を欠くもの 3 ひとと話し指を介して一上肢の二指の機能を全失したものの | 1 一下肢をリフトラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能を著しい障害 | | 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの 不随意運動・失調等により上肢の機能を有するもの | | | | | | | | | | | |
| 7級 | | | | 1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとと話し指を介して一上肢の二指の機能を著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全失したもの | 1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全失したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの | | 上肢に不随意運動・失調等を有するもの 下肢に不随意運動・失調等を有するもの | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
2 肢体不自由においては、7級に該当する場合は、6級とする。
3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合は、2以上の重複する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨関節、その他の指については第一指骨関節以上を欠くものをいう。
5 「指の機能障害」とは、中指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものをいう。
6 上肢又は下肢各級の前後の長さは、実用長(上腕)においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したものをいう。
7 下肢の長さは、前脛骨線より内くるぶし下端までを計測したものをいう。